

消費者基本計画の平成24年度前半の実施状況に関する検証・評価・監視
関係省庁ヒアリングの対象施策・対象省庁及びヒアリング項目

12月11日(火)16:00~16:30

テーマ	施策番号	具体的施策	実施時期	担当省庁等	ヒアリング対象省庁等	ヒアリング項目
住宅リフォーム	55	既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、事案の内容を公表します。さらに、被害者救済の観点から、保証・保険制度を充実させるとともに、これらの制度の周知を図ります。また、保険を利用する登録事業者の情報をウェブサイトで公表します。	継続的に実施します。	国土交通省	国土交通省	1. リフォームを巡るトラブルの状況(件数・内容等の傾向)について説明されたい。 2. リフォーム工事に係るトラブルを回避するためには、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにした建設工事の見積を義務化することが有用と考えられる。見積の義務化についてどのようにお考えか説明されたい。 3. 現在は、建設工事の注文者から請求があった場合に、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を提示しなければならないとされているが、消費者保護の観点からは、詳細な経費の内訳を明らかにした見積書を消費者に交付するべきと考えられる。見積書の交付を義務化することについてどのようにお考えか説明されたい。
	56	リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者を確認すべき点等のアドバイスを行います。	継続的に実施します。	国土交通省		
	104	消費者が適切な選択を行うことができるように、消費者向け講習会や関係団体のウェブサイトを通じ、リフォーム事業者や中古住宅流通等に関する情報提供の充実を図ります。	継続的に実施します。	国土交通省		
	117	① 住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ります。 ② 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図ります。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討します。 ③ リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備するとともに、これらの制度の周知を図ります。また、弁護士等による無料専門家相談の実績の整理・分析を行い、リフォーム相談ガイドラインの作成等を行います。	継続的に実施します。	国土交通省		

12月11日(火)17:30~18:15

テーマ	施策番号	具体的施策	実施時期	担当省庁等	ヒアリング対象省庁等	ヒアリング項目
食品表示一元化	69	食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点等を把握し、検討します。	食品表示に関する一元的な法律について、平成24年度中の法案提出を目指します。	消費者庁	消費者庁 農林水産省	1. 食品表示一元化法案の策定に向けた検討状況・内容・今後の予定等について説明されたい。 2. 今後の検討課題とされている加工食品の原料原産地表示の取扱い、遺伝子組換え食品・添加物表示の取扱い、中食・外食・インターネット販売の取扱い等についての今後の予定について説明されたい。 3. 法案作成と並行して、消費者に対する食品表示制度に関する普及啓発を進めるべきと考えるが、取組状況について説明されたい。(以上、消費者庁) 4. 表示の適正化を図るための執行体制の強化に向けた取組について説明されたい。また、新法の対象外とされている虚偽・誇大表示の監視について、表示に係る他の法律の執行や他の関係機関の取組とどのように連携をとっていく予定であるのか説明されたい。(消費者庁、農林水産省)
	70	加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大します。	継続的に実施します。	消費者庁		
	75	遺伝子組換え食品の表示義務の拡大や食品添加物の表示の在り方について、国際的な対応状況等を踏まえ、諸外国とも情報交換し、十分な研究を行い、検討します。	引き続き検討します。	消費者庁		
	79	食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。	継続的に実施します。	消費者庁 警察庁 農林水産省		

消費者基本計画の平成24年度前半の実施状況に関する検証・評価・監視
関係省庁ヒアリングの対象施策・対象省庁及びヒアリング項目

12月11日(火)16:30~17:30

テーマ	施策番号	具体的施策	実施時期	担当省庁等	ヒアリング対象省庁等	ヒアリング項目
消費者安全	4	消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、収集する事故情報の範囲等の拡大について検討を行います。また、公表する事故情報の範囲等を拡大します。 消費者庁は、生命・身体分野の消費者事故等の情報に基づく消費者庁の対応の在り方について検討を行い、被害の重篤度や拡大可能性等の観点から優先度をつけた対応を行います。	継続的に実施します。 なお、公表する事故情報の範囲等の拡大については平成22年度に一部実施済み。	消費者庁 関係省庁等	消費者庁 国土交通省	1. 収集・公表する事故情報の範囲拡大や優先度をつけた対応への取組状況について、関係省庁・機関等との連携状況も含めて説明されたい。 2. 各種リコール情報を消費者に分かりやすく周知する方策について、リコール情報一元化サイトの運用改善や関係省庁・機関等との連携状況も含めて説明されたい。 (以上、消費者庁) 3. 消費者安全調査委員会におけるこれまでの議論の概要と今後の取組方針について説明されたい。 4. 個別分野ごとの調査実務を担う専門委員の選任状況について、可能な範囲で説明されたい。 5. 消費者安全調査委員会における議論の透明性を確保するための方策について説明されたい。 6. 消費者安全調査委員会と関係省庁・機関等との連携強化のための方策について説明されたい(警察の事故調査との連携についての協議の状況も含む)。また、消費者安全総括官制度や医療機関ネットワーク事業等、既存の仕組みとの関係についても説明されたい。 (以上、消費者庁) 7. 金沢におけるエレベーター事故へのこれまでの対応状況、今後の取組方針(本事案に対する消費者安全調査委員会の関与の在り方を含む)について説明されたい。 8. 前回の港区における事故の報告書を受けて、これまでどのような取組を行ってきたのかについて説明されたい。また、それらの取組はどのような点において不十分で、今後どのような改善を図るべきかについて、現時点での考え方を説明されたい。 (以上、消費者庁、国土交通省)
	7	リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。	一部実施済み。 サイトの利用状況を把握し、機能改善等を検討します。	消費者庁 関係省庁等		
	12	消費者安全法に基づき、関係行政機関及び地方公共団体等から通知される重大事故等の情報について、消費者安全情報総括官制度や事故情報分析タスクフォースなどを通じて関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に分析・原因究明を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。 さらに、高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成を図ります。	継続的に実施します。	消費者庁 関係省庁等		
	13-2	消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。	一部実施済み。 引き続き体制整備について必要な準備を進め、平成24年度中の体制の具体化を目指します。	消費者庁 警察庁 法務省 経済産業省 国土交通省 関係省庁等		
	13-2-2	「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。	一部実施済み。 引き続き体制整備について、施策番号13-2と併せて必要な準備を進め、平成24年度中の体制の具体化を目指します。	消費者庁		
	15	昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表します。また、事故に係る調査体制の充実を図りつつ、調査機関の在り方について検討します。	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。	消費者庁 国土交通省		